

顔氏は、先づ侵略國日本を罪ありとなした報告書の採擇に愈々到達したので安心を感じ、又聯盟がその力を失はず、その義務を果たしたことに満足を感じるに冒頭し、議長及び十九國委員會の諸氏の勞を謝して後、報告書案の内容について大要左の如き意見を開陳した。

「報告書案の第一章はリットン報告書の最初の八章に基いてゐるのであるが、リットン報告書については既にあらゆる機會に支那側の意見を述べておいたので、繰返す必要はない。

第二章はこの紛争發生以來の聯盟に於ける経過を歴史的に叙説したものであるが、第三章(結論)と併せてこれを批評して見たい。

滿洲は歴史的、政治的、地理的に支那の一部である。従つて、支那代表は總會報告書がこの地域を支那から切離すことは平和に害ありと結論したことを満足に思ふ。更に、總會報告書は日本の滿洲に於ける權利の爲め支那の主權は例外的にまで制限されてゐる。全滿洲は國際法の原則に反して支那の主權を極度に制限してゐる。

支那政府がその過渡期に於て直面する困難なる事態に對する列國の同情は感謝の外なく、支那はその國家再建の事業に對する友國の協力を歓迎するものである。

次にボイコットであるが、一九三一年九月十八日以後行はれたボイコットの使用は復仇の手段と云へると述べ、又日支兩國の間の争點が平和手段で處理された筈であるのに、一九三一年九月十八日當時はその手段が用ひ盡されてゐなかつたと報告書案が述べてゐることを了承する。支那は仲裁、調停の方法によつて日本との係争問題を處理せんと希望してゐた。之に反し日本はその方法を執らなかつたと第二章に書いてあるが、その通りである。然

し日本が仲裁裁判制度をどの國との間にも欲しなかつたことは世間周知の事實である。

この結論は日本が規約第十二條に違反し、平和的處理手段を執らず、戦争手段によつてその問題を解決せんとしたものととの判定をなしたものと吾々は認める。

一九三一年九月十八日夜の出來事については、報告書案は日本の軍事行動は自衛行爲なりと認めずとの判定を下してゐることに満足する。たゞこの點に附言したいことは假令日本軍人が自衛行爲を爲しつゝありと信じてゐたとしても、その結果に對する責任を日本政府は免れないといふことである。

滿洲國は日本の製作なりとする報告書案の結論は明確である。これは支那政府が常に懐いてゐた意見である。

尙ほ報告書案が、宣戰の布告なくして支那領土が武力占領され、その結果その地が獨立したと述べてゐるのは明に、日本が支那共和國の領土を侵略したと云ふことである。然らば規約第十條によつて聯盟各國は共同防衛の手段を考慮しなければならぬ義務がある譯である。

支那は一九三一年九月十八日以後の事態の發展には責任なしとの判定は明確で、日本の軍閥に對する痛棒である。」

と論じ、次に、第四章の勸告案につき述べて曰く、

「先づ支那の滿洲に對する主權が再確認されたことは重大な點である。これは又聯盟の原則に對する尊重を意味する。

次に支那代表部は、一九三一年九月當時の原狀回復を勸告してゐないが、支那の滿洲に於ける法律上の地位を確

認してゐることを認める。總會は一九三二年三月十一日の決議に於いて聯盟規約の條項が現在の事件にその適用されることを聲明した。今回の報告書に今度この點を明確にしたことを喜ぶ。従つて日本が有する條約上の權利に關し今後如何なる紛争が起つても同様の方法で處理されると云ふことになる。

總會決議案に交渉の第一目的は日本の撤兵であつて、一政治的の條件を附することを許さぬとしてあるところ及び支那中央政府と滿洲地方政權との關係の問題は日本軍撤退の取極成立後支那政府が決定するとしてあるところは吾々と全然同意見である。聯盟が滿洲國の不承認を掲げて正道に向つて進みつゝあることは支那側の満足とするところである。支那政府は米露兩國の協力を衷心歓迎する。この兩國の参加は極東の平和維持の爲め大いに望ましいところである。」

と、勸告に對する賛成意見を述べ、最後に、

「議長、余は只今總會に對し莊嚴なる宣言をなすの名譽を有する。即ち支那政府は本報告書に賛成の投票をする積りである。」

と聲明した。次に演壇に上つたのは松岡代表であつた。

氏は先づ、日本代表部は總會報告案を受諾すること能はず、慎重研究の結果この悲しむべき失望を以つてこの結論に達したと冒頭し、この報告書案を通じての特徴は十九國委員會が極東の現實の事態、日本の困難な立場、日本の終局目的等を十分に認識せざる點にあるとして、先づ支那國內の無秩序を口を極めて曝露して曰く、

「二十余年間支那は革命にあり、人民は塗炭の苦しみ陥つた。數千萬の人民が戦争、虐政、匪賊、飢饉、水災によつて死んだ。數億の人民が悲惨な境遇に陥つてゐる。共產匪の横行により、破壊状態は全國を支配してゐる。西洋の人には想像も及ばない程である。この災禍が何時終るか分らない。

極東の問題の根本原因は支那の無法律状態で隣國に對する義務は顧みない。支那は主權國家として國際義務を長年怠つてゐる。日本はその隣國としてその爲めに最も苦しめられてゐる。支那の革命以來、國內は分裂崩壊した。以前の屬領は總て支那の支配を脱した。支那領トルキスタンは支那本部との關係なくなり外蒙古は數年前ソヴィエツト聯邦に併合された。たゞ滿洲のみ近年まで支那の一部であつた。支那の一部とは支那の名義上の主權の下に本土と聯絡接觸を保つところの一部であつた。滿洲が支那の完全なる主權の下に在りと云ふは歴史的事實の否認である。今やこの地域は支那を離れて、獨立國となつた。

支那は廣大な國である。然し西洋の用語で云ふ國家ではない。支那はヨーロッパより大きな土地で、多くの政府があり、幾つにも分れた人民の團體があつて、お互に分らぬ言葉を操つてゐる。これ即ち支那が大國にも拘らず、自國を防衛出来ない理由である。その領土には外國軍隊及び軍艦が駐屯してゐる。日本軍ばかりではない、英、米、佛、伊等の軍もゐる。彼等は中央政府と呼ぶ政府に自國より派遣してゐる使節の保護の任に當つてゐる。數年前英米兩軍は南京で軍事行動を起した。然し今は日本以外の外國人に對する排斥運動はやまつてゐる。それは特別の目的があつてやめられてゐる。何故か。云はなくとも諸君は理解されるであらう。

支那は後進國である。支那は世界平和に對する一問題である。支那、ロシアの隣りに小さな日本がある。過去二十年間のこれ等の國の状態は日本に深憂を與へた。吾々は將來を陰慘な心持を以つて眺める。

この崩壊支那の隣國として日本は長年隠忍し、支那との問題を友誼的に解決するに努めた。日本の希望及び決心は滿洲を平和と秩序の國とし、東亞のみならず、世界の爲め貢献すべき土地ならしめることであつた。その目的の爲めに日本は長い間支那との協力をなす用意あり且つこれを求めた。然し支那側は吾々の友誼を受入れなかつた。却つて不斷の障害と反對を持ち出した。近年は、殊に國民政府による排外運動の發展以來は、支那側のこの反抗を激化した。彼等は日本の態度を以て脆弱恐るゝに足らずとなし、日本人を滿洲より驅逐し、歴史的背景を無視し、且つ日本を侵略國呼はりして、日本の滿洲開發に對する参加を拒み始めた。支那が日本を侵略國扱ひにしたのはこれが最初ではない。支那側のかかる心理状態が今回の事件を生んだのである。日本の和協及び忍耐の政策は失敗に歸した。蓋し日本の心持を支那人が理解しなかつたからである。

國際平和は相互の讓歩によつて、達成されることは事實である。然しどの國でも死活に關する問題で、讓歩出來ないものがある。滿洲問題はその一である。

世間は今支那に關しては擬制の下に議論してゐる。聯盟規約の第一條は聯盟國は完全なる自治を有することを要件としてゐる。支那はかゝる國ではない。支那本部を一步出れば支那の主權は夙に失はれてゐる。支那本部内でも完全なる支配權を持つてゐない。南京政府は十八省中四省しか支配してゐない。」

と書き下し、次にかゝる事態に於て日本が執つた手段を説明して曰く、
「日本は極東の平和と發展の維持者なるべしとは長年の日本政府の信念であつた。日本が滿洲問題について確乎たる立場を執つたとしたならばそれは長年の忍耐の後に残された唯一の方法だつたからである。」

日本が滿洲國の維持を主張するならば、それは現状に於てはその獨立が極東平和の唯一の保障たることを信じてゐるからである。

現在の日支問題が始つて後も日本は和協の態度を捨てなかつた。若し支那が事態の現實を理解し日本と妥協せんと欲したならば、かゝる妥協は困難なく成立したであらう。然し支那はその態度を探らなかつた。その代りに支那は聯盟に訴へた。聯盟國干渉によつて日本の手を縛らんとした。」

と述べ、次に聯盟の認識不足を批難して曰く、

「聯盟は問題の現實を充分認識せず、支那の行爲を獎勵した。こゝに問題がある。聯盟が眞面目に日支問題を早く解決しやうと努力したことを疑ふものでない。然し事實は日本に對する反抗の態度を執るやうに支那を獎勵した結果となつた。聯盟に訴へたのは平和を愛し、主義に忠實な爲めではない。他の國よりも多くの軍人を有し、國際約定を習慣的に破壞する國は平和な國でもなく、主義の國でもない。」

聯盟に對し日本が調査委員派遣を提案したのは、聯盟が現實の事情を充分に諒解せんが爲めであつた。然し結果は日本の失望するところである。リットン報告書は皮相的である。その原因は調査期間の短かつたことである。

滿洲の人民について間違つた考へがリットン報告書によつて世界に弘められた。滿洲について明確な人口統計がなされ、長年支那人と云ふ言葉は支那帝國の大部分の人民に適用されてゐた。然し滿洲人、蒙古人も皆同じ人種に屬すると考へ違ひをしてはならない。

滿洲國人の多數は支那の人民とは明に異つてゐる。北支那の人民さへ、支那の他の部分の人とは異つてゐる。滿

洲の大部分の人民は、昔の滿洲族の子孫と蒙古人とから成つてゐるのであつて、支那から移住して來たものは極めて小部分である。大部分は支那本部に對し何等の愛情も感じてゐない。この點に關しリットン報告は間違つてゐる。」

と論じ、尙ほ日本の滿洲に對して爲した貢獻について、十九國委員會が何も云つてゐないのは怪しからぬとて

「滿洲に於ける日本の業績は記録に残つてゐる。十九國委員會の報告には残つてゐないが、滿洲でそれを見ること出来る。滿洲に行はれた形而下の發展が吾々の事業の明かな記念塔である。租借地の整備せる市街、鐵道地帯の改善せられたる狀況、支那都市の發展、鑛業及工業の大企業、學校、病院、技術的機關——これに類するものは支那政權の下には何處にも存在してゐないが、これは吾々が爲した貢獻の證據である。要するに、吾々はかの廣大なる土地に於ける文明的、平和的要素である。若し十九國委員會がこれを理解してゐたなら、この業績について一言讞辭を呈してもよい筈である。若し何故支那人が滿洲に移住したかを了解することが出来なかつたとしたら、委員會はそれを調査すればよかつたのである。然るに委員會はその知識は充分なりとしてこの案を總會に提出したのである。それは果して正しいことであるか」

と詰問し、リットン報告に一切の事實及び歴史的背景を知らぬものは意見を述べる資格がないとある一節を引用し、十九國委員會が簡單に判斷を下したことを責め、リットン報告さへも録に讀んでゐない各國は支那の歴史について書かれた書類を熟讀したかどうか疑はしいと論じた。

次に、勸告の内容に説き及び、十九國委員會の勸告案にはリットン報告の重大なる一項、即ち支那に強固なる中央

政府なくして他の原則の實現不可能なるが故に國際協力を以つてその改造を計ると云ふ第九章の第十原則を抽出し、

「衛生、教育、鐵道、財政等に關する助言によつて政府を授ける専門委員を送る丈けで支那の改造が出来ると思つたならばそれは大違ひである、それ以上の事が必要で如何なる國もそれを敢てするものはないであらう。一種の國際管理が必要であらうが、誰がそれをやるか。それについて余は眞面目に云ふ。支那——眞正の支那理論や想像でなく現實に立つ支那、既に多くの戦争を爲し、今又新たな戦争を爲さんとする支那、自ら戦争をせず、隣國と闘ふ爲めに遠國の援けを喜ぶ支那——その支那についての知識を持つて余は語るのである。」

と國際管理の不能を叫び、支那代表に向ひ、

「顔代表は勸告を留保なく受諾すると云はれたが、支那政府は本當に國際管理を支那に強制するやうな勸告を受諾する積なのか。總會が報告書案につき投票する前にこの點についての政府の立場を明にして置く必要はないかと忠告し、次に熱河の戰鬪は聯盟のせいであるとの論據に立ち、

「聯盟が條約及び國際原則の尊重と云ふ希望で動かされたことは疑はないが、然しその努力は事態を一層紛糾せしめた丈けであつた。熱河問題がそれである。これは聯盟を動かす爲めに支那が仕組んだ芝居である。聯盟の對日態度により刺戟された南京政府によつて獎勵されて張學良の軍隊が騒ぐのである。日本は熱河事件を心配してゐない。何となれば支那兵は近代的の軍隊でなく。愛國心によつて動かす、たゞ生活の糧を給する將軍の爲めに働くのである。されば他の將軍が金錢及び生活の資を給すればその方に轉じて行くのである。然し日本は不必要な流血の慘を欲するものでない。故に張學良に撤兵を勸めてゐるのである。然し前途は必ずしも晴れやかでない。

この報告書案の採擇は支那側から一切の責任を免除したものであり、日本所罰の爲めに闘ふものだと云ふ考へを支那に與へるであらう。これは日支兩國民に益々對抗心を起させるであらう。兩國民は友人であり、共同の目的の爲めに協力せねばならぬ立場に在る。報告書の採擇によつて總會はその目的に向つて日支兩國を援けることにならず、支那大衆の平和安寧の爲めにも貢献せぬであらう。支那には二つある。一つは軍閥、政治家、及び外國で勉強し、このやうな總會に於て想像の支那を代表する紳士達の支那、他の支那は軍閥及び政治家の桎梏の下に苦しむ四億五千萬の大衆の支那である。この報告の採擇により、諸君はこの支那大衆の爲めに貢献すると思ふか。」と述べ、更に日本の受諾し得ない二三の點を説明して曰く、

「十九國委員會の報告は單にリットン報告書を採擇したのみならず、それ以上に行つてゐる。

滿洲に對する支那の主權は單に名義上のものに過ぎないが、報告書案は支那が嘗て持つてゐなかつた權力と勢力を滿洲に持ち込ませることを定めてゐる。これは恐らく事態を悪化せしめる文けのものではなからうか。

又報告書案は嘗て存在しなかつた國際管理を滿洲に設けんと試みてゐる。余は今滿洲の國際管理の事を云つてゐるのである。聯盟がかかることを爲すのは如何なる意味であるか分らない。アメリカ人はパナマ運河地帯にかゝる處理をなすことに同意するだらうか。イギリス人がエジプトにそれを許すか。第二どの國が責任と犠牲とを含む任務を引受けるか。日本國民は滿洲に對するかゝる試みには反對する。これは吾々の權利に過ぎない。極東の歴史を讀むものは誰にも明白である。

次に、一九三二年九月の事件後の支那のボイコットは復讐行爲に過ぎないと述べてある。若し在留民の保護の

爲めに執つた強制手段に對し支那側がその度毎にボイコットをしてもそれが合法であると云ふならば危険な原則が樹立されたものである。支那に關係ある國に對し將來の争ひの種が蒔かれたと同じである。諸君はこの原則を含む報告の採擇に先ち三省する必要がある。

吾々の前には支那の無政府状態と云ふ大問題がある。滿洲關係は單にその一面に過ぎない。諸君は滿洲問題に熱中してゐて、將來の紛争の根柢なる大問題を忘れてゐる。この問題をどうしやうと云ふのであるか。」

と論じ、こゝに提出された報告書案に關しては日本側に對し何物も残されてない。日本は直ちに而して明確に「否」と答へるより他にないと聲明し、

最後に日本の眞意の奈邊にあるやを披瀝すべしとて、左の如く訴へてその一時間に及ぶ演説を了へた。

「吾々の希望は力の及ぶ限り支那を援けることである。吾々は眞面目である。好むと好まざるとを問はず、これは吾々の義務である。この際諸君には矛盾と見えるかも知れないが、眞實である。滿洲國が獨り立ち出来るやうこれを援けんとする吾々の努力は何時かは支那を援けて、而してこれによつて東亞全局の平和を確立せんとする日本の希望及び義務の實現を齎すであらうことを信ずる。

諸君。諸君はこの目的實現の機會を日本に與へるか否か。

余は聯盟が事實を理解し、將來の理想に醒めんことを希望する。諸君が日本を信頼せんことを祈る。過去六十年の日本の歴史は吾々の信念の保障である。極東に波瀾と災禍とを齎す支那の歴史の如く價値のないものであらうか。吾々にこれを否定することは誤りである。余は諸君がこの報告書案を採擇せざらんことを願ふ。極東の平和の

ために、而して世界の平和の爲めに。」

一九八

一一六 報告書案につき他の諸國意見表明

—— ヲエネヅエラ、カナダ、リツアニアの三代表 ——

右を以つて當事國の報告書案に對する意見が表明されたが、十九國委員會の申合せにより同委員會に委員を出してゐる國は演説を行はないこととし、地理上の分配を頭に入れて他の諸國代表に意見を表明させた。即ちヲエネヅエラのヅメタ、カナダのリツデル、リツアニアのザウニウスの三氏が演壇に上つた。英佛獨伊等の大頭株が討議に参加しなかつたのはこの種の會合として珍らしいことであり、且つ淋しさを感じしめたが、徒らに多數の代表が起つて日本を壓迫する如き空氣を作るは如何かとの聯盟の考慮によつて、十九國委員會の諸國は沈黙を守ることに決定したのである。

ヲエネヅエラ代表ヅメタ氏は、同國代表として發言を求めたのは聯盟國として國際約定を尊重し、この報告書案に對しその態度を闡明する爲めであるとして、聯盟の維持の重大性を説き、カナダ代表リツデル氏はカナダは問題の起つた最初から、平和的解決の努力を支持した。従つてその努力を無にするやうな言動や、事實の判定を故意に避けてゐた。世界輿論は十九國委員會の和協の努力を注視し、今やこれが失敗に歸したことを悲しんでゐると説き、報告書案は極東平和の基礎となるのであるから、兩當事國もその勸告にあるやうな制度を結局は採用するに至らんことを望むとなし、凡そ國際紛争の平和的解決の希望がないと云ふことになれば安全保障なく、従つて軍縮も不可能となり、

國際的經濟協力も絶望となると論じ、報告書案の採擇に同意する旨を宣言した。次のリツアニア代表ザウニウス氏は日支紛争が聯盟の根柢を覆すものとして心配してゐた、この聯盟を支持する意味に於て、この演壇に上つたのであると冒頭し、吾國の考慮を拂つてゐるのは報告採擇以後の事態である。即ちこの勸告の採擇によつても生ずる一つの點を諸君に警告したいとして、勸告採擇後も續けらるべき戦争行爲を暗示し、聯盟の勸告は聯盟の平和手段の最後ではなく、單に一つの失敗の記録であつて、今後も聯盟はこの平和處理の努力を繼續せねばならぬとて、暗に右の戦争行爲の抑壓に對し聯盟が今後共同努力すべきことを勸告し、リツアニアが先年聯盟に提案した不戰條約と聯盟規約との調和問題を持ち出し右の二つを調和せしめることによつて規約第十五條による戦争行爲の抜け穴を埋めることが出来ると述べ、最後にポーランド、リツアニア間のウイルナ問題を提出し、聯盟が第十五條第四項で勸告を作り、恰もこの任務終れりとなし、他方ポーランドは既成事實の上に安泰である、これは矛盾極まると論じて、日支事件に關する總會勸告も亦然りであると諷刺し、勸告採擇後もウイルナ問題のやうに問題から手を洗ふなと皮肉り、相當なセンセーションを醸した。

一二七 報告書採擇さる

—— 日本代表退場 ——

日支兩當事國及びリツアニア、ヲエネヅエラ及びカナダの五ヶ國代表による討論が終り、他に發言を求めるものがないので、議長は愈々報告書の表決に移るべきことを宣し、参考として、規約第十五條第四、五、六、七、十の諸條を讀み上げた。

一九九

第十五條

第四項 紛争解決に至らざる時は聯盟理事會は全會一致又は過半数の表決に基き當該紛争の事實を述べ公正且適當と認むる勸告を載せたる報告書を作成し之を公表すべし

第五項 聯盟理事會に代表せらるる聯盟國は何れも當該紛争の事實及之に關する自國の決定に付陳述書を公表することを得

第六項 聯盟理事會の報告書が紛争當事國の代表者を除き他の聯盟理事會員全部の同意を得たるものなるときは聯盟國は該報告書の勸告に應ずる紛争當事國に對し戰爭に訴へざるべきことを約す

第七項 聯盟理事會に於て紛争當事國の代表者を除き他の聯盟理事會員全部の同意ある報告書を得るに至らざるときは聯盟國は正義公道を維持する爲必要と認むる處置を執るの權利を留保す

第一〇項 聯盟理事會の行動及權限に關する本條及第十二條の規定は聯盟總會に移したる事件に關し總て之を聯盟總會の行動及權能に適用す但し紛争當事國の代表者を除き聯盟理事會に代表せらるる聯盟各國代表者及爾餘過半数聯盟國代表者の同意を得たる聯盟總會の報告書は紛争當事國の代表者を除き他の聯盟理事會員全部の同意を得たる聯盟理事會の報告書と同一の效力を有すべきものとす

議長は右の諸條項に定める如く、當事國も投票には参加するが、全會一致ありや否やの決定には關係なく、又總會の全會一致とは理事會の全會一致と總會の過半数とを意味する旨を説明したる後、事務官をして、ABC順に國名を呼稱せしめ、賛否の表決を行つた。

その結果は左の通りであつた。

賛成投票した國は左の四十一ヶ國。

イギリス、チエコスロヴァキア、フランス、ドイツ、グアテマラ、アイルランド、イタリア、メキシコ、ノールウエイ、パナマ、ポーランド、スペイン（以上理事國）南阿聯邦、アルバニア、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コロンビア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ギリシア、ハイチ、ハンガリー

インド、ラトヴィア、リツアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニウジールランド、ベルシア、ポルトガル、ルーマニア、スエーデン、スイス、トルコ、ウルグアイ、ヴェネヅエラ、ユーゴスラヴィア

當事國支那は賛成投票

當事國日本は反對投票

シアムは棄權

そこで議長は表決の結果を報告し、投票國數四十四、賛成四十二であつて、當事國を除く理事國十二國は全部賛成、一國棄權、これは缺席と看做す、従つて報告書は全會一致採擇せられたりと宣し、次に表決後の手續等につき説明し、且つ左の宣言を行つた。

「この投票は極めて重大なる行爲である。余は投票の法律的效果を云々する必要はないが、たゞ規約第十五條第六項を想起して貰ひたい。即ち第六項は報告書が當事國を除いて聯盟理事會全部の同意を得た場合には聯盟國は報告書の勸告に應ずる紛争當事國に對し戰爭を仕掛てはならないと云ふことである。又第十二條は報告採擇後三ヶ月以内は戰爭に訴へてはならぬことを約束してゐる。以上は法律的意義であるが、政治的には勸告は仲裁判決のやうな實行力を持たない。寧ろ他の諸國が當事國に對して善意を以つて紛争解決に對する協力を申出でたものである。

今日吾々の勸告は當事國の一方によつて拒絶された。そしてその國は國家的孤立の立場に退き、他の國々の意見を考慮することなくその政策を遂行せんと試みてゐる。

余は吾々の申出でが兩當事國によつて受諾される日の来るべきことを信じてゐる。武力の使用は解決を促進するどころかそれを悪化させるものである。世界は何時かは國際的解決が達成され、各國家が引き続き現在の紛争の解決を求めるであらうと期待する。かゝる解決は人類進歩の爲めに必要である。

聯盟はこの世界的な相反する利害關係にも拘はらず、その任務を遂行し、國家間の關係を密接ならしめることに貢献するであらう。」

議長の宣言終るや、松岡代表は最後の演説を試むべく發言を求めた。議場は期待してゐたことながら異常の緊張を示した。

松岡代表は前の演説とは態度を變へ沈痛なる面持と語調とを以つて曰く、

「本報告書の採擇を見たのは日本代表及び政府として深く遺憾とし、且つ失望するところである。日本はその成立以來聯盟の一國であつた。一九一九年のヴェルサイユ會議に於て日本代表は規約の起草に参加した。吾々は人類の共同し得る大目的の爲めに世界の友邦に位して聯盟の一員であつたことを誇りとしてゐた。人類が共同に抱いてゐた大目的を達成する爲めに他の聯盟各國と協力せんとすることを欣快としてゐた。従つて余は吾々が當面しつゝある事態を深く悲しむものである。何となれば永久平和を維持せんとする希望に於て、同一の目的が吾々の討議及び吾々の行動を通じて吾々を指導してゐること疑はぬからである。

日本の方針は極東に平和を保障し世界平和の維持に貢献せんとする純な希望によつて導かれてゐることは周知の事實である。然しながら日本は總會採擇の報告を受諾すること不可能であり、殊に勸告は世界のこの地域の平

和を確保するものとは考へられないと云ふことを指摘せざるを得ない。

日本政府は今や次のことを知つた。即ち日本と他の聯盟諸國とは極東平和の確保の方針について意見を異にするものなることこれである。日本政府は今や日支紛争に關し聯盟と協力するその努力の限界に達したと感ぜざるを得なくなつた。

然しながら日本政府は極東の平和維持及び他の諸國との親善關係を維持促進する爲め最大の努力を試みる積りである。日本政府は今後も人類の幸福に貢献する努力を緩めず、且報告書の不幸なる採擇によつて生じた事態に於て許さるゝ限り、世界平和に對する事業に誠意を以つて協力する方針を捨てないであらう。

本議場を去るに臨み、余は日本代表部の名に於て過去十七ヶ月間理事會議議長及び理事各位、總會議長及び各國代表が本件の爲めに盡された不斷の努力に對し深甚なる敬意と感謝の意を表したい。」

と。松岡代表は述べ了つて、長岡、佐藤兩代表と其他隨員を隨へて靜かに退場した。日本は一九三一年十月二十四日の十三對一に對し、今回は四十二對一の苦盃を再び嘗めた譯である。

總會はこれを以つて一旦閉會し、午後會議を續行した。

總會報告書は、その末節に於て、非聯盟國にして不戰條約又は九國條約の當事國たる國に對しこれを送付し、總會報告書の意見に賛同し、且つ必要な聯盟國と行動及び態度を一にせんことを希望する旨を申送ることが規定されてあるが、同日直ちに事務總長は米露兩國政府に對し、速かに回答を得たき旨を附言してこれを送達した。之等兩國の態度については別項に記載しておいた。

二八 日支問題の繼續委員會設置

— 顧維鈞熱河問題を論ず —

日支問題に關する規約第十五條第四項の勸告はリツアニア代表の指摘した通り、問題の最終的解決ではない。當事國の一方の拒否によつて勸告は事實上實現不可能となつたけれども、然し日支問題は依然存在し、且つ聯盟としてそれが最終の解決まで斡旋するは當然であるので、勸告採擇後如何にこれを取扱ふかや問題となつた。結局何等かの形に於て繼續委員會を設置し、これをして問題の成行を監視し、必要あらば聯盟の行動を起さしめることを可とし、十九國委員會に於て協議の上、左の如き決議案を作成した。報告書採擇の同日二月二十四日午後の總會會議はこの決議案を議題とした。

二月二十四日午後五時より總會開催、前記の決議案が議長より提出された。日本代表席は空席のまゝ残され、支那側には顧、顔、郭の三代表物々しく着席してゐたのが注目を惹いた。

決議案の全文は左の通りである。

「聯盟規約第三條第三項によれば、總會は世界平和に影響する一切の事項をその會議に於て處理すとなり、從つて日支紛争の發展に無頓着なるを得ず、又總會報告書第四部第三節によれば、聯盟國は滿洲に於ける事態に關し何等の單獨行動をも差控へ且其の行動に就き聯盟國相互間に於て茲に非聯盟國たる利害關係國と協調を繼續する意思を有す。」又、「本報告書の勸告に適合する事態を極東に於て確立することを能ふ限り容易ならしむる爲め、事務

總長は本報告書の謄本をバリ條約又は九國條約の署名國たる非聯盟國に送付し、此等の諸國が右報告書に表明せられたる見解に同意し、且必要の場合には其の行動及態度を聯盟國と一致せしめんことの總會の希望を、之に通報することを命ぜらる。」とあるにより、

聯盟總會は事態を監視し、第三條第三項の下に於けるその任務の遂行につき總會を援助し、且つ同一の目的を以つて、聯盟國間に並びに非聯盟國と共にその行動及び態度を一致せしめることにつき彼等を援助すべき諮問委員會を任命するに決する。

委員會は十九國委員會委員及びカナダ、オランダ兩國代表を以つて組織する。

委員會は米國及びソヴェット聯邦に對しその事業に協力するやう招請する。

委員會は適宜總會に報告し提議する。又その事業に協力しつゝある非聯盟國政府にその報告を通達する。

總會は依然會期を續け、且つ議長は委員會と協議し適宜會合を開くことが出来る。」

議長は右の決議案について討議に入るべきことを宣した。

支那代表顧維鈞氏先づ發言を求めて起ち、同日午前の演説に於て松岡氏が支那について述べた批判に一言酬ひるところあらんとて、

「日本代表の演説によれば日本以外には支那及び極東を理解し居るものなく、又日本人以外には支那の事態について認識なしと考へられてゐるやうである。この趣旨で氏の云つたことは皆誤つてゐる。」

と述べ始めたところ、議長イーマンス氏は突然これを遮り、午前中の會議に於て討論は終結してゐるのであるから、

今この決議案の討論に際し午前中爲すべき議論を再開する場所でないとして顧代表に注意を與へ、滿場亦これに賛成した。顧維鈞氏暫く演壇に立往生したが、やがて、素直に議長の干渉を受諾し、直ちに本論に入るべしとして熱河の形勢に言及した。

「總會報告書の採擇は日支問題解決の聯盟の努力に於て一劃期である。本来ならば共に祝福すべき時なのである。然し聯盟の平和維持の使命はそれで終つてゐないのを悲しむ。余は現在極東を支配する重大事態に諸君の注意を喚起したい。

熱河の東部境には現在平和の脅威のみならず、日本軍による戦争が實際行はれてゐる。熱河は支那の不可分の領土であつて、戰術的に支那本部の防衛地帯である。熱河が日本の手に入れば北京天津等の重要都市及び黄河以北は日本侵略の危険に曝されるのである。日本の決意はアジア本土に對する領土擴張である。」

とて、フランス前首相エリオールの論文、即ち山海關及び熱河事件は日本の傳統的な侵略政策で、白人種に對する黄人種の征服の計劃の一つである云々の議論を引用し、

「熱河征略の第一の試みは一九三二年八月に行はれた。それが失敗して次は十二月に行はれた。本年一月、日本軍は山海關で元日を祝つた。一週間後九門口を占領した。爾來六週間日本軍事當局は熱河東境に軍を集中した。

然し日本の熱河攻略は支那本部への侵略の意思を表現してゐる。熱河省長の湯玉麟が獨立を宣言して滿洲國に歸郷したと云ふことは偽作である。彼は絶えず日本軍に抗争して來たのである。

日本側が熱河に於ける支那軍の行動に抗議するのは了解に苦しむ。支那は自國防衛の爲めに行動してゐるので

ある。日本は滿洲國の名に於てこれを要求してゐる。滿洲國とは何か。これは傀儡に過ぎない。勿論日滿議定書のあることは知つてゐる。然しリットン報告及び十九國委員會報告によれば、この議定書に何の價値があるか。

日本は現在五歩兵旅團、二騎兵旅團、砲兵二聯隊、タンク、機關銃、裝甲列車、空軍より成る十萬の兵を集中してゐる。これ等は今や三道より侵入せんとしてゐる。

支那はこれに對し防衛戦をすることは勿論である。國の全力を擧げて闘ふ積りである。近代のあらゆる武器による戦闘が展開するであらう。日本外務省の代辯者は必要なき限り北京天津は攻撃しないと云つてゐるが、これは次の目標を指示する日本の常套手段である。吾々の當面してゐる事態は重大である。昨日日本公使館は南京政府に覺書を送つたが、それは事實上の宣戰布告である。これに對し支那政府は斷乎その要求を拒絶した。

日本はいつも事態擴大せざるべしとの約束を新たな行爲を以つて破つた。然し今回の今までの比でない程重大である。十九國委員會は二週間前日本に對して熱河問題につき警告を發したが、それを無視して日本は新たな攻撃を開始してゐるのである。現代の歴史に於てかゝる甚しい侵略行爲は見たことがない。

問題は然らば如何にすべきかである。聯盟の設立者はかゝる際に對して共同制裁の規定を定めた。國際平和の爲めに規約に定むるところを支持することを吾々が要求するのは不當であるか。余は本總會が會期を閉づることなく極東の事態を適當に處理せんことを希望する。今行動を採らねば世界の國民は失望するであらう。余は支那代表の名に於て、總會が散會する前に、今設立せんとする諮問委員會をして有效なる手段を執る爲め措置を講ぜられんことを希望する。」云々。

支那代表の演説要旨は、明瞭ではないが、規約第十六條の制裁問題を直ちに研究せよと云ふにあつた。然しながら、支那側以外別に發言を求めものがなかつたので、議長は討論終結を宣し決議案はそのまま採擇された。

二一九 日本側陳述書發表

日本政府は總會に於ける全會一致により採擇された報告書及び勸告に對し、聯盟規約第十五條第五項、即ち

「聯盟理事會に代表せらるる聯盟國は何れも當該紛争の事實及び之に關する自國の決定に付陳述書を公表することを得」

とあるに基き、二月二十六日東京及びジュネーヴに於て同時に陳述書を公表し、帝國政府の立場を明にした。陳述書は日本の對聯盟協力、聯盟に於ける問題の取扱ひの經過、報告書の誤謬指摘、勸告の實行不可能なる所以を詳細に述べ、最後に日本の意見を開陳したものである。こゝに全文(外務省發表)を掲げる。

日本政府陳述書

- 第一部 日本國際聯盟との協力
- 第二部 紛争の主要事實に關する報告書の誤謬
- 第三部 實行不可能なる勸告
- 第四部 結 論

第一部 日本國際聯盟との協力

日本は聯盟の發達及成功に對し其の創始以來多大の關心を持ち來れり、日本政府は聯盟に對し殆ど十四年に亘り滿腔の協力を與

へ日本の爲政者は聯盟の勢力の擴大及權威の増進の爲最善の努力を爲せり。日本は其の代表が聯盟の事業に對し參與活動せることを所持の念を以て回想す。日本は原聯盟國及常任理事國として聯盟の有益なる諸活動に協力を爲す幾多の機會を有し且此等の機會を充分に利用せり。日本は聯盟を人類の福祉に對する最も有力なる機關と看做すものにして、此の世界平和確立に對する大事業の爲に聯盟國が極東の事態を充分に合得し且方式及原則に拘泥することなく實際的方法に依り事態を處理せんことを庶幾するのみなり。

本紛争は當初一九三一年九月支那の要求に依り規約第十一條に基き國際聯盟理事會の審議に附せられたり。日本は本事件に於て支那側の攻撃に對する自衛の爲に行動を餘儀なくせしめられたるに過ぎざるにも拘らず、當初より此の不幸なる事件の真相及背景に付能ふ限り聯盟に對し説明を惜まざりしと同時に、九月三十日の理事會の決議を俟つことなく常に出來得る限り事態擴大を防止するに努め來れり。日本は又事態の推移に關する一切の情報を聯盟に通告し聯盟をして極東の實情を了解するに便ならしめたり。

然るに滿洲に於ける治安狀況は張學良の活動繼續の爲不幸にして容易に改善を見ず、一方日支兩國民間の感情更に悪化するに至り、其の結果當時の狀況に於て附屬地内に日本軍隊を撤收することは到底不可能なりき。十月理事會再開の際日本は日本臣民の生命財産の安全の確保を圖り且日本軍隊の撤收を可能ならしむるの第一根本條件として、先づ兩國國民の興奮を緩和すること重要なを認め之が爲兩國平常關係の回復を目的とする直接交渉の途を開くことを必要なりと信じ、其見解を理事會議長及若干國理事に説明するに努めたるも直接交渉開始の提案は受諾せられざりき。

加之理事會は非聯盟國たる米國の代表を招請しオプザーヴァとして其の審議に参加せしむるの案を立てたり、日本は非聯盟國を理事會の議事に参加せしむるは聯盟の基礎法に反すと爲し右提案に反對せるも、他の理事國は之を以て單なる手續事項なりと主張し、米國のオプザーヴァを理事會に招請せり。日本は右が聯盟基礎法上の問題にして多數決に依る決定は明かに規約違反たることを引續き確信せり。日本の同僚たる各理事國が斯の如き事實上の重要事項を單なる手續事項として多數決に依り決定し得べきものなりとの見解を持するに於ては、日本としては誤解に基きて規約を批准したるものなること明かとなれり、然れども日本は尙聯盟擁護の願望より引續き理事會の行動に繼續參與せり。

聯盟各國と我方との見解の懸隔は聯盟が極東の事態に對する理解を缺如せる爲生じたるものなり、日本は聯盟を援助し且其の合法的勢力及效用を維持せんとの念望より聯盟各國が支那の現状を充分了解し得る様一九三一年十一月の理事會に於て支那に調査委

員會の派遣方を提議せり、右提議は十二月十日の理事會決議に依り採擇せられたり。リットン卿を首班とする調査委員會は日本を経て一九三二年三月支那に到着し同四月滿洲國に入れり、日本は同委員會に對し其の調査進捗の爲能ふ限り便宜を供與せり、新國家滿洲國の成立に依り特に支那參與員の入滿に付困難ありたり、仍て日本は右困難除去の爲滿洲國との間に斡旋の勞を執り調査委員會をして其の調査を遂行することを得しめたり。

調査委員會報告書は客年十月一日公表せられたり、委員會の調査期間短期なりし爲同報告書を以て支那の現状の眞相を傳ふるに足るものと爲し得ざる憾み多かりき、仍て日本は客年十一月十八日リットン報告書に對する其の「意見書」を聯盟に提出し、聯盟が本紛争に對し公平なる結論に到達し得る様正確なる材料を供給せり。

リットン報告書は一九三二年十一月二十一日よりの理事會及十二月六日よりの總會に於ける審議の題目となれり、總會が日本の同意なく任命せる十九國委員會は十二月十五日規約第十五條第三項に依り總會の義務たる和協手續に關する決議及理由書を起草せり、日本は右決議案中非聯盟國參加に關する部分の削除及和協委員會の權限中和協達成事業を遲滞せしむべき若干點の修正並に滿洲に於ける現政權の維持及承認を解決と認め難き旨を特に記載せる理由書の最終項全部の削除を要求せり。

一方第十五條第三項が規約上紛争の和協的解決に對する最後の手續たるに鑑み、日本は聯盟との協力を持續し得べき妥協點を發見するに努めたり。

報告書第二部(リ)に記述せられたるが如く、十九國委員會議長及事務總長は日支兩國代表と意見の交換を爲すべき權限を與へられ、日本代表事務總長間の會談は一九三三年一月初旬より續行せられたり。此等會談の結果一草案作成せられ、右草案は十九國委員會議長了解の下に日本政府の承諾を求むる爲同政府に交付せられ、次で右草案に對する日本政府の修正十九國委員會に通告せられたるが、日本代表は右草案は之を將來の交渉の基礎とし難き旨の通報に接したり。然るに事務總長と共に兩國代表と交渉を爲すの權限を與へられたる十九國委員會議長が、前記會談を充分承知し且右草案の作成に反對せざりしものと信ずべき充分の理由ありしを以て前記の通報は日本政府を喫驚せしめたり。

委員會は遂に決議案中より非聯盟國の和協委員會の事業參加に關する部分の削除に同意せるも、日本政府に於て十二月十五日の決議及理由書案文の爾余の部分を受諾し、且日本に於て其の反對せる理由書最終項に對し留意を爲さんことを提案せり。右最終項に記述せられたる宣言は本陳述書中に述ぶる所あるが如く、聯盟の權限超過行爲を構成するのみならず問題全體に對し偏斷を與へ且滿洲國の維持に關し日本政府の執れる政策に對する直接の攻撃を意味するものなり。加之聯盟側の斯の如き態度は十九國委

員會並に日本政府の唱道する和協の精神に合致せざるものなり、日本政府は此等の理由に基き委員會の提案を受諾すること能はざりき。

日本代表が右の點に關する委員會の提案を拒否するや委員會は第十五條第四項に基き報告書起草の手續に着手せり。然れども日本政府は和協に對する希望を捨てず、之を達成する爲の最後の努力として十二月十五日の案文の通告を受けた際提案したる諸修正の撤回に同意し、且リットン報告書第九章の原則及結論が「其の後發生せる出來事に調和」する如き方法に依り適用せらるべき限に於て之を和協の基礎として受諾すべきことを承認せり(右引用辭句は報告書より殆ど其の儘採用せり)。更に日本政府は議長宣言即ち元の理由書の最終項に關しては右が何等かの豫斷又は日本の對滿洲國方針に對する攻撃とならざる様其の辭句を變更することを條件とし之が存置に同意せり。

十九國委員會は右最終案を同様受諾し得ずと爲せり、委員會は斯の如く一切の日本の提案を拒否し且第三項に依る和協は不可能なりとの結論に達したるが爾來規約第十五條第四項の規定せる報告書の起草を進めたり。斯して準備せられたる報告書案は二月二十一日の總會に提出せられ二月二十四日日本の反對投票に拘らず總會に於て採擇せられたり。

第二部 紛争の主要事實に關する報告書の誤謬

報告書は第三部に於て「紛争の主要事實」と稱するものを記述せり、報告書の該部分が多分に調査委員會報告書を基礎とせるは遺憾なり。右報告書にあるが如く「本紛争に包含せらるる諸問題は往往稱せらるるが如く簡單なるものに非ず、反對に此等問題は極端に複雑なるものにして一切の事實及其の歴史的背景に關する徹底せる知識あるもののみ之に對し確定的意見を表示し得る資格ありと謂ふべきなり。」調査委員會は滿洲に於ては六週間支那に於ては十五週間を費したるに過ぎず、而も支那に於ては其の大部分は北平に滞在し且其の旅行は支那の僅か一小局部即ち同國の眞相を充分調査するを得ざる若干の開港場に限られしことを想起するを要す。右状況の下に委員會が「一切の事實及其の歴史的背景に關する徹底せる知識」を諒得することは不可能なりき。

故に該報告書は完全且公平なるものに非ず、リットン報告書に基き起草せられたる總會の報告書中に誤謬尠からざるは極めて自然なり。若し十九國委員會にして一九三二年十一月十八日理事會に提出せられたる日本政府意見書を充分考慮に入れしに於ては此等誤謬は避け得られしなるべし。何れにせよリットン報告書は假令賞讃すべきものとするも最後の判定の唯一の基礎たるべき一切

の事實及歴史的背景を總て包含する文書に非ず。總會の報告書中の誤謬は多々ある處最も顯著なる點は左の如し。

一、報告書は第三部に於て支那が現在尙歐米諸國と同等に取扱はるべき單一組織的國家なりとの擬制を固執せんとし居るやに認めらる、然るに右擬制は秩序ある統一國家としての支那の復活に對する列國の要望を簡單に表現する便宜的の形式なりなり。日本は多年に亘り右擬制に従ひて行動せんと努め來り、今後も單に通常の事項のみに關係ある場合に於ては從來同様の行動方針を繼續するの用意あるものなり。然れども滿洲に於ける如く日本の死活的必要が問題となる場合に於ては日本は右の擬制に付再考し現實の事態の何たるか及現實の支配者の何人たるかを自問せざるを得ず支那に利害關係甚き國際聯盟諸國はさしたる困難なくして右便宜上の擬制を其の備維持するを得べけんも、經濟上及軍事上全然別個の地位に在る日本は敢て欲する所に非ざるも、右擬制を検討し之が限界を設け且現實に即して其の進路を定むるを餘儀なくせしめらる。

日本は「袁世凱の死後に於ける統一共和國の没落が支那に於ける總ての政治的統一の崩壊を顯示」せる時期に於て舊支那國は滿洲を支配せざるに至れりとの見解を有するものなり、實際に於て南京政府を含む支那の如何なる政府と雖も現實其の支配下に在る局小地域以外に權力を維持するものなし。是帝國政府が其の意見書中に滿洲を以て自然且必然に支那の一部に非ずと主張せる所以なり。

然らば何故に日本は滿洲事件發生當初南京政府を相手とせるや、何故に一九一五年北京政府と商議せるや又何故に一九二二年に滿洲を以て支那の一部なりと聲明したるや等の質問發せられ得べく且現に發せられたり、之が回答は即ち日本としては最後の瞬間迄滿洲は支那の一部なりとの擬制を保持せんと努め來れりと謂ふに在り。日本は支那の混沌状態の結果從來若し欲するに於ては右擬制より離脱すべき幾多の好機會を有したるも常に之を利用するを避けたり。然るに滿洲に於ける日本の全地位に對し脅威を興ふる混沌状態發生するに至り、日本は其の各種の利益及重要な權利を保護すべき手段を執るの已むを得ざるに至れり。茲に日本は其の一隣邦が單に弱勢なるか又は内部的分裂に悩まざることを理由として該隣邦の存在を疑問するの先例を作らんとしつづあるに非ざること注意し置くの要あり。凡そ國家は其の全領域を現實に支配し來れる政府が其の領域の如何なる地方たるを問はず一部に於て其の權力を維持する限り國家として存続し且不可侵なることは謂ふを俟たず、支那の特殊状態は其の共通なる政府が弱勢なりとか又は内部的分裂に悩まざることの事實に存するに非ずして、現存する如何なる政權と雖も皆て支那全般に對する政府たりしことなく、從て全國を支配するの權利を有せざるの類例なき事實に存するものなり。國際聯盟は事實は形式よりも權威あり、又國家は單一且繼續的の政府を有せざるべからざることを忘るべからず。

二、報告書は九月十八日事件以後に於ける支那の對日ポイコットは復仇手段の範圍に屬することに同意し居れる處、右は支那に利害關係を有する各國に對し將來不測の紛糾の種子を蒔くものなり。主要列國の總ては或種の狀況の下に支那に於て軍事行動に出で且該特殊目的の爲支那領域内に武裝せる兵力を維持す、若し右列國が其の權益保護の爲強力手段を執るの都度復仇的ポイコットを以て對抗せらるるものとせば強力手段の適用は無制限に擴大せらるるに至るべきこと必然なり。

日支兩國は一九三一年九月三十日及十二月十日の決議受諾に依り何れも事態の擴大を防止する爲必要なる措置に出づべきことを約せり。日本政府は支那側に於て右の如き適當なる措置に出でざりし結果遂に不幸なる上海事件の發生を見るに至れる事實に付聯盟の注意を喚起せんと欲す。尙ポイコットを論ずるに當りては之と不可分の關係に在る諸學校に於ける排外教育及南京政府の容認せる「革命外交政策」をも併せ、右三者を一括考慮するを要することを附言するの要あり。

三、報告書は日支紛争が仲裁裁判に依り解決し得べかりしことに關するリットン報告書の認定を引用し且之を採用し居れり、然れども仲裁裁判は其の全領土を通じて至上の權力を有し且判決を履行する能力ある政府を有する正常の組織的國家を前提とす。既述の如く支那は多年に亘り斯る國家の態を成さず、少くとも滿洲に關する樞要なる問題に付仲裁裁判の相手と爲し得るが如き國家に非ざりき、何人を相手として仲裁裁判手續を遂行せしめ得たるべきや、聯盟の承認せざる張學良を相手とし得べきや又は張學良に於て其の權力に服せざりし(調査委員會報告書も之を認めたり)南京政府を相手とし得べきや、其の樞要なる權益を賭し居る日本としては支那の如き國を相手として右の如き問題を仲裁裁判に附託すること殆ど不可能なり。

四、報告書は復た九月十八日の夜現地に在りたる日本の將校が自衛の爲行動しつづありと思惟したるなるべしとの可能性は之を排除せざるも、同夜の日本軍隊の軍事行動は之を正當なる自衛手段と認むるを得ずとの調査委員會の認定を引用し且之を採用せり。右は帝國政府の意見書に於て強調せる反對主張を全く無視し調査委員會の見解を何等の検討を加ふることなく容易に受け容れたる他の一例に外ならず。如何なる理由に依り聯盟又は第三者が本件に關し現地に於ける日本將校の判斷に反する判定を下し得べきや、蓋し自衛權は若干特定の場合に當然に行使せられ得べき國家の奪ふべからざる一權利なり、而して自衛權が如何なる場合且如何なる範圍に於て行使せらるべきやの問題は當該國のみが決定すべき事項なり。右に關し帝國政府は其の意見書中に米佛兩國が巴里條約締結の際爲したる留保に言及せり。然るに總會は之を暗黙裡に葬り去り得るものとせり。

報告書は紛争の全期間を通じて進展せる日本の軍事行動も全體としては之を自衛の行動と認むるを得ずと述べ、當時存在せる緊張、日本側の直面せる壓倒的兵力及此等兵力の執る處ある行動を全然豫測し得ざりしことに對する認識を缺き居れり。報告書は

殊に滿洲に於ける日本の重大なる權益を考慮に入れ居らざる處、右日本の權益は租借地及諸鐵道のみならず滿洲全地域に亘る鐵山、森林、領事館警察及領事裁判權、居住營業の權利をも含むものなり。此等權益が脅威せらるるときは其の保護手段は滿洲全地域に亘り之を執り得べし、然れども日本の軍事行動は未だ曾て自衛の爲必要な限度を超えたることなし。

一九三一年九月十八日以降の諸事件の發展に關し支那側の責任問題は起り得ず且同日以後に於ける支那側のボイコット使用は復仇の部類に入るものなりとの報告書の明白なる結論を、日本政府が黙過したりと推定せられざる様日本政府は此の機會を捉へ該結論を明かに否認するものなり。假に日本の軍事行動が合法的自衛行爲を構成せざりしとの假説が受諾せらるるとするも、明かに右は支那側に對し其の欲するが儘に行動し且恣なる暴行不正を始むることを無制限に許容するものに非ざるべし、若し日本が主張する如く日本軍の行動が自衛の必要に依り緊切に要求せられたるものなりとせば尙更然り、又如何にして合法的なる行爲に對して復仇を行ふことを得べきや、自衛手段に對する正當なる應報は交渉及説明に在りて戰爭を誘致すべき復仇に在らず、米國がコロライン號事件に於て復仇を行ひたらんには米米戰爭起りたるなるべし。一九三一年九月の決議も亦當事國の双方に對し事態を擴大することを禁止し居るは注意するを要す。右決議が事態を擴大すること確實なる措置に出づることを支那に對し認むる一方に於て、日本のみが如何なる不祥事件の發展に對しても責任を負ふべきことを意味せるものと爲すが如きは奇異なる主張と言ふべし。

極めて奇怪なる記述と認むべきもの報告書第三部中に在り、即ち「素より一國は自衛手段に訴ふるに當り規約第十二條の規定を遵守するの義務を免除せらるるものに非ず」となせる點之なり。

日本政府に於て既に其の意見書中に記述せる通り凡そ自衛權はウエプスターの定義せる如く「手段の選擇及熟考の時間なき緊急且壓倒的なる必要」ある場合に付行使せらるべきものなり。斯る場合に於ても自衛權は仲裁裁判官の判決又は司法裁判の判決又は理事會の報告發表後三ヶ月を経過して初めて行使するを得べしと規定せる規約第十二條を遵守する要ありと爲すは自衛權其のものを否認するものなり。

五、報告書は滿洲國の獨立宣言が自發的のものに非ずと爲せるも、右記述は何等新なる調査に基き居らざるを以て報告書は再び調査委員會報告書第六章中の誤れる結論を採用せるものなること容易に推定せらる、右結論が根據を缺けるは日本政府意見書中に於て充分に明かにせられたり。總會が日本の強き否定にも拘らず調査委員會の右斷定を踏襲せるは公平なる觀察者をして奇異の念を抱かしむること必然なり。右に對する理由の一部たるべき二要因あり、即ち第一に張家の執政下に於ては滿洲をして支那本

部の事項に關與せしめざる爲の運動は潜在的にして外界に反應なかりしに依り報告書作成者は右運動の存在に對し疑惑を存したるやも知れず、第二に報告書の作成者は日本の所謂「大陸政策」なる空説及右政策實行の一手段として滿洲問題の政治的解決を計らんとする日本の計畫なるものを盲信したる爲惑はされたるもの如し。

然るに「日本の大陸政策」なるものが單なる支那側の捏造に係り、日本が世界の如何なる部分に對しても何等領土的野心を包藏せざるは茲に再説するの要なし、右は日本の斷乎たる否認を總會が拒否したる理由となるやも知れざるも右拒否の責任を免れしむるものに非ず。

事實は簡單にして屢々説明せられたる如く、張家の下に在りたる全行政機關消後自發的の地方團體が自然に成立し、治安維持に任ぜる日本軍は必然的に之と協力せるものなり。右は妥當且必要にして當時の情勢に於ては避け難き措置なりき、日本軍の存在の幸意義及日本文武官憲の活動の唯一の目的は斯の如きものなりき、不幸にして調査委員會從て總會は滿洲には獨立運動全然存在せざりしとの假定を盲信せるに依り現實の獨立宣言を日本文武官憲の活動に歸するの外なかりき、而して何等の確證なくして斯る斷定を爲せり。

滿洲の住民が新國家に對し敵意を有すとの斷定に關しては調査委員會が接受せる出所曖昧なる千五百通の書狀以外には何等有效なる證據なし。日本政府は滿洲國が建國後一年ならずして秩序安寧の回復に關し顯著にして健全なる進歩を遂げ且内外何れよりも其の施政に關し誹議又は苦情を聞かざるの事實を茲に指摘せんとす。

新國家滿洲國は同國に對する總會の態度に關係なく著々として發達の道程を辿れり、張家の執政の桎梏より解放せられたる滿洲の滿、蒙、漢三千萬住民は從來搾取せられ來りし其の勞苦の收益を既に均しく享受し得るに至れり。滿洲の大部分に於て匪賊は平定せられたるが、此等敵對分子は主として張學良軍の殘黨より成り且舊首領たる軍閥より尠からざる援助を受け居るものにして、全滿洲の平和確立の障礙を成し來れり。

然れども日本及滿洲國軍の協力に依り幸にも彼等は奉天、吉林、黑龍江省より殆ど全部驅逐せられ、此等各省に於ける生命財產の保障は再び確立せられたり。目下尙組織的反抗繼續せられつつあるは熱河省のみなり。

財政方面に於ては滿洲國內に於て支那歴史上全く未曾有の事態實現せられたり、同國は尙建國草創の時期に在るも健全なる豫算制度創設せられ且極めて満足に實施せられつつあり。世界の先進國に於けると同様の方針に依り任務を遂行しつつある中央銀行の設立は同國財政の安定並に經濟及企業の開発に寄與せること大なるものあり。同様の發達は鐵道、商業及工業方面に於ても

認められ、加ふるに同國の豊富なる天與の資源を以てせば將來此等各方面に於て更に大なる發達を遂げ其の住民及外國人に利益を齎し得べき見込充分なり。

右に述べたる所は若し滿洲の住民が敵意を有し又は不平を抑へつつ之に服従せしに於ては實現せざりしなるべし。故に總會が日本の提出せる意見書を参考とすることなく、何等事實に根據を有せざる調査委員會の推定を受け容れたるは遺憾なり。

六、報告書は支那の再建の爲國際協力の必要あることを述べ且右國際協力の一形式として技術上の援助の供與に言及し居れり、支那再建は斯の如き表面的且不充分なる手段に依り成就し得べからざることは明白なり。右は強力なる國際干涉の途に依り初めて可能なるべき處、斯の如き方法は支那の行政的保全及政治的獨立に關する九國條約の規定に直に抵觸するに至るが如き性質のものなるべし、是即ち九國條約の適用並に支那に關する限り聯盟規約の適用に當り狀況の變化を當然考慮に入れ充分伸縮性を與ふべき必要あることの一證據に過ぎず。

第三部 實行不可能なる勸告

一、日本は一般國際關係に關する限り國際聯盟規約及巴里條約が國際紛争處理の基準たるべきことを認むるものなり。然れども支那の如き特異にして且全く變則なる事態に此等諸原則を適用するに當りては或る程度の伸縮性を與ふること必要なり。

二、報告書第四部第二節(一)の(甲)に述ぶる所の日本軍隊の撤收に付ては滿鐵附屬地外に於ける日本軍隊の駐在は何等法的原則と矛盾するものに非ずして、當初より全く合法的自衛の絕對的の必要に基けることと一般に是認せられたる國際紛争の處理に關する諸原則を決して毀損するものに非ざることに注意せらるべきなり。更に此等日本軍隊は今や日滿議定書に基き滿洲國內に於ける治安維持の任に當るべき責務を有することも亦注意するを要す。日本は一九三一年九月三十日及十二月十日の決議に依り其の臣民の生命財産の安全が確保せらるるに従ひ其の軍隊を附屬地内に撤收すべき旨約束したるは事實なるも、右約定に附帶せる條件即ち生命財産の安全の保障なる條件は曾て満たされたることなし。加之右約束自體は滿洲國の獨立及去る九月十五日署名せられたる前記議定書の内容たる協定の締結に依り實行不可能となれり。若し報告書中の勸告に従ひ日本軍隊が附屬地内に撤收することあらんか右撤收地域に於て不安と混亂を誘致すべきこと必然なり。極東問題に直接の利害關係を殆ど有せざる聯盟諸國としては世界の此の部分に於ける平和維持よりは、寧ろ抽象的法則の擁護を以て一層重要なりと引續き主張し得べし。

然れども日本は滿洲の治安に重大なる關心を有するを以て該地域が再び混亂に陥るが如きは到底忍ぶ能はず、リットン報告書の提案せるが如き憲兵隊制度が此の點に關する危懼を除くものとは思考するを得ず、滿洲の如き廣大なる領域の安寧が憲兵隊に依り保たれたる前例は世界歴史中に之を見ず、斯の如き荒唐無稽なる提案は之を實行すること不可能なり、若し日本軍隊撤收せしめ滿洲は直に匪賊及張學良軍の蹂躪する所となり無政府且混沌狀態を招來すべし。

三、滿洲の主權が支那に屬する旨を述べたる報告書第四部第二節(一)の(乙)に付ては、滿洲が兎に角一九一六年以後は嘗て支那の權下に服せざりしこと及現在の紛糾は畢竟支那の權力が過去に於ても又現在に於ても實際に該地域に及べりとの假説に依り釀成せられたるものなることに注意するを要す。右の如き擬制の強要に依り日本の權益の擁護及極東の平和の維持を確保し得られざるべきは何等贅言を俟たざる所なり。既に報告書が舊政權への復歸を以て混亂と軋轢を繰返すに至るものとして之を拋棄せる以上、斯る擬制に復歸することも亦均しく排斥せらるべきなり。尙又日本は滿洲國が現存せる明瞭なる事實及日滿議定書の規定と兩立せざるが如き方針は如何なるものと雖も之を容認すること不可能なり。

四、調査委員會報告書に記載せられ且報告書第四部第一節に引用せられたる十原則に關しては、帝國政府は以上述べたる意見の外は去る十一月聯盟に提出せる意見書中の一節、即ち「此等原則中日本政府に於て格別の反對なきものは既に日滿議定書に於て二三之が適用を見たり、支那問題に對し如何なる見地に立つも同國に於て無政府狀態の存續する限り第一乃至第九の原則殊に第四乃至第九に基き問題の満足なる解決に到達することの不可能なるは明かなるべし、蓋し九原則は原則第十の示すが如く「支那に於て鞏固なる中央政府なくしては」實際に適用すること能はざるものなり」を引用するを以て足れりと思考するものなり。

五、報告書第四部第二節(三)に於て總會は一委員會を設置し、右委員會をして報告の定むる方式に依り兩當事國間に開かるべき交渉を援助せしめんと企圖し居れり。然れども右は滿洲問題に對し如何なる第三者の介入も之を許さずと爲す日本の主張に直接相反するものにして、日本は斯の如き提案を受諾すること絶對に不可能なり。加之報告書第四部第二節の勸告(一)の(甲)及(乙)は實際に適合せざるものとして拒否せらるべく、且右第二節の勸告(二)も亦支那の現狀に於ては同様適用不可能なるものなるを以て、右提案に係る委員會の活動の爲殘されたる餘地は全然なきもの如し。

六、報告書は第四部第三節に於て、滿洲に於ける現政權の維持及承認は解決に非ず、且聯盟國は報告書の採擇後法律上に於ても又事實上に於ても現政權を承認することを差控ふべしとの趣旨を記述せり。更に又報告書は非聯盟國にして巴里條約及九國條約の署名國たるものは、右に關し報告書中に於て表示せられたる見解に同意せんことを希望し居れり。日本政府は總會が一國家の承

認又は非承認の問題に關し、聯盟國及非聯盟國を動かし又は假令道義的にもせよ之を拘束するが如き様式の提案を爲すは、規約第十五條に依り聯盟に付與せられたる權能を逸脱するものなりと思惟せざるを得ず。何れにもせよ全世界の平和維持を第一任務と爲す聯盟は斯の如き提案を爲すことに依り滿洲國のみならず極東に於ける平和及安全の維持に何等寄與するを得ざりしものなり。聯盟の斯る行動は必ずや平和の依倚すべき基礎たる國家間の良好なる了解及友好關係に對する障害となるべし。

第四部 結 論

日本政府は一九三一年九月十八日夜及其の後に於ける日本軍隊の行動は何れも自衛手段として妥當なるべき範圍を何等逸脱せざりしこと及滿洲國は滿洲住民の自發的意志に基き成立せしことを確信するものなり。從て日本政府は滿洲に於ける其の軍隊の行動も、將又日滿議定書の締結も、國際聯盟規約、九國條約、巴里條約又は其の如何なる國際條約をも侵害せざるものと思考す。日本政府は現存權の何れも其の全領域を支配したることなき支那の極めて異常なる事態に鑑み、又特に滿洲問題の類例なき複雑性及特異性に顧み、且又南京政府の政策の排外性を考慮に入れ、現紛争に對し普通國際問題に適用し得べき一般的方式を適用せんとするは不可能なると共に、斯る變則的事件に對し執らるることあるべき手續も、又其の結果到達せらるべき解決も、通常の國際紛争に對する先例とならざることを主張せんとするものなり。

假に普通的方式を適用すること可能なりとするも、總會の採擇せる不鮮明なる案は夫れ自體總會の所謂支那主權に對する干渉として排除せらるべきものなり。

不幸にして各聯盟國が現實に直面することを拒否し且報告書を無批判に容認したる結果、總會は空理的且不適當なる原則を徒に弄びたるのみなりき、總會は謂はば空虚なる方式を尊び日本は確乎たる現實を盾とせり、日本は既定の公理に基き總會は先入的假説を基礎とせり、其の由來する所は總會がリットン報告書以上に出づるを拒否せるに在り。本陳述書中に既に述べたるが如く滿洲國は迅速なる發達を遂げたり、治安は匪賊に取つて代り又商工業は改善せる事態に呼應して興隆し、外國人及滿洲國住民に對し一律に利益を齎せり。右は滿洲國の承認及激勵を以て滿洲問題の満足なる解決並に東洋に於ける恒久平和維持の唯一の方途なりとする日本の主張が何等誤り居らざるを示す具體的證據なり。

一方支那の状態は近き將來に於て改善の見込なきが如く支那は世界各國にとり痼疾的憂懼の對象として存続するもの如し、其

産主義は既に支那に侵入せるが其驚異すべき侵入の程度及成果に付て殆ど理解せられ居らず、共產化せる支那は歐米諸國に對する重大問題にして之に比すれば他の諸問題は殆ど其意義を滅失すべし。然るに支那との關係を全然脱せる滿洲は極東に於ける共產主義の危険に對する障壁を爲すものにして其眞價は各爲政者にとり正に明瞭なるべきものなり。聯盟が遂に其態度を變改し空理的且適用不可能なる主義に依倚することを止め、世界の各部分に於て平和維持を現實に可能ならしめつつある勢力を尊重且承認するに至ること希望に堪へざる所なり。聯盟規約自體も第二十一條に於て地方的了解を充分承認すべき旨を規定し居れるが、滿洲に於ける日本の特殊權益は屢次承認せられたるものなるを以て、日滿議定書が斯の如き了解の範圍に屬することは疑の餘地なし。同時に日本は此機會に於て領土獲得又は商業的特權に關し何等異國なきことを再言せんとするものなり。

三〇 米露二國の協力問題

二月二十四日午後の總會決議によつて設けられた諮問委員會は翌二十五日午前イーマンス氏議長の下に第一回の會合を開いた。

委員會は總會の決議に基き、先づ米露兩國に招請狀を發して、その事業に協力を求めるに決した。

次に、勸告採擇後勸告に従はない國に對する措置の問題を議したが、これに關聯してイギリス政府の極東に對する武器禁輸についての各國政府との間に於ける交渉が報告された。

この會合はこれだけで散會したが、問題の中心は米露兩國が聯盟の招請に對し如何なる態度を執るかと云ふことであつた。而して之れが聯盟が今後滿洲問題を取扱ふ上に重大なる條件と考へられたので、その回答のあるまでは委員會は何等の措置にも出ること差控へた。

然らば米露二國は如何なる協力を聯盟に示したか。暫くこれを調べて見たいと思ふ。

先づ米國は滿洲問題が聯盟で論議された當初から、不斷に聯盟と聯絡協力しつゝあつたことは前回の當支局資料に記述の通りであり、聯盟總會採擇の報告書に系統的に記録されてある。即ち

一九三一年九月二十一日理事會議長が日支双方に警告的通牒を發した際に、イギリスのセシル卿の提議により、議長通告の寫しを米國政府に送り、同様の措置を日支兩國に對して執られたしと要請し、米國政府これを受諾して、同趣旨の通告を兩國に對して爲したが、之れが米國の參加の第一歩であつた。

其後九月二十日の理事會決議を送つたに對し、米國は聯盟の態度に衷心賛同の意を表すると態度を闡明し、次で十月十六日には理事會會合にオブザーヴァ出席し、翌日理事會の十二ヶ國が不戰條約に基く通牒を各自別々に日本政府に送付したとき、米國政府も之に歩調を合せ同一の通牒を送つた。

翌一九三二年上海事件の際米國政府は聯盟に通告して、その上海に於ける軍事當局は三月四日の聯盟總會の決議に基き同地に行はれる交渉に協力する用意あることを表明し、數日後三月十一日總會決議の採擇に際しては、米國政府は條約違反の結果の效力を認めないとの政策に世界が一致したことを喜ぶ旨を聲明した。國際約定に反し武力によつて齎された事態を認めずとする米國政府の屢次の聲明は聯盟に對し有力な刺戟を與へたことは今更説くまでもない。

別項記載の通り、聯盟事務總長は二月二十四日の總會に於て採擇された報告書を米國政府に送付し、右に對する同國の態度を問合せたのであるが、同政府は二十五日國務卿スチムソン氏をして回答を事務總長に寄せ、その態度を次の如く表明せしめた。

「日支間の紛争により齎された事態に於て米國の目的は聯盟の夫れと大凡一致してゐた。蓋し平和の維持及び平和

的手段による國際紛争の處理が共通の目的だつたからである。右目的の遂行に當り、聯盟がその聯盟國の二國間の紛争を取扱つてゐた間、米國政府は、一方その手段及び範圍については判斷の自由を留保しつゝ、平和に對する聯盟の努力に對しては支持を與へることに努力して來た。

聯盟が到達した事實の認定と報告書より米國政府が歸納した事實に對する了解とは全然一致してゐる。事實の認定に鑑み、聯盟總會は正確公平に結論を作成した。これ等の結論には米國政府は大體に於て賛成である。不承認の原則とそれに対する態度とに關する確信に於ては、聯盟と米國とは共通の立場にある。聯盟は解決の原則を勸告した。米國が參加してゐる條約上適切なる限りに於て、米國政府は右勸告の原則に對し概括的な賛同を表明するものである。」

米國政府は吾國及び他の諸國と長い間友誼的關係に在つた兩國が世界輿論に鑑み、平和的以外の方法によつて國家間の紛争を解決しないと云ふ國際團體の必要及び希望に合致するやうその方針を定められんことを祈る。

即ち、米國は聯盟の報告書に對し全般的賛意を表して來た譯であるが、次に、二月二十五日の諮問委員會の決定により米國政府に宛てられた同委員會參加招請に對しては、それが實際の措置を必要とする關係上、新大統領ルーズベルト氏の三月四日の就任式後、新政府の態度決定の上回答されることとなり、聯盟側は暫く形勢を觀望してゐなければならなかつた。然しながら新政府の對聯盟協力方針は、就任前も屢々ルーズベルト氏が非公式に聲明した通り、フーズア内閣時代と何等の變化がなかつた。即ち越えて、三月十一日新國務長官ハル氏は次の回答を以つて、諮問委員會參加を承諾し來つた。

「余は米國政府が適切且つ實行可能なりと思はるゝ方法に於て諮問委員會に協力する用意あることを通告する。米國政府は爲さるべき提案及び(又は)諮問委員會が勧告すべき措置に關して判斷の自由を執ること必要なが故に、委員會の一員として行動すべき代表を任命することは實行不可能なりと考へる。然しながら、委員會の討議に米國政府代表の参加することは有益なりと信ずるにより、余はスキス國駐劄公使ヒュー・ウイルソン氏に對し、参加の必要な場合、参加——但し投票權なしに——すべく訓令した。」

同時に米國政府はワシントンに於て次の如き聲明を行ひ、聯盟との協力に對するその立場を明にした。

「極東に於ける事態を注視する目的を以つて聯盟總會が設置せる諮問委員會は米國政府に對し委員會の事業に協力すべき旨の招請をなした。」

右委員會は十九國委員會の委員とカナダ、オランダ二國代表とより成る。

世界の如何なる部分に於けるを問はず、平和の促進は凡ての國の關心事である。この目的に向けられたる努力に参加するは米國民の熱望であつた。而して今もその通りである。この精神に於て吾々は過去に於て聯盟に直接参加することなく、協力及び觀察の慣行を樹立し來つたのである。故に吾々は諮問委員會の右の招請を欣然受諾するのである。效果ある協力を促進すべき實際的手段として、吾々は右招請に對する回答に於て、米國政府の代表が投票權を持たずに委員會の討議に出席すべき旨を通告した。この手續は吾政府代表に委員會の委員たる地位を與へるものではない。

この方法によつて米國が委員會の會合に出席することは非公式の接觸を與へることになる。米國の行動の自由

判斷の獨立は少しも冒されない。米國代表は吾國を拘束すべき如何なる行動をも採ることは出來ない。問題は聯盟、聯盟國及び米國に對しこの點に於て共通な關心事であるが、その問題の重要性は情報及び意見の交換に迅速及び正確を必要となし常識は國家間に自由且つ正直な討議を必要とし、而してかかる手續は米國及び他の一切の國の双方の爲めにその目的實行に貢献することを信ずる。」

要するに、米國はオブザーヴァの資格に於て今後諮問委員會に参加することを承諾したのであつた。事件以來今日までの米國の態度に鑑みて當然の歸結であらう。

次にソヴィエツト聯邦の態度は如何であるか。

ロシアは聯盟に對しては、日支問題に關する限り別に協力せず、又聯盟もその協力を求めなかつた。たゞリットン委員會の滿洲に於ける調査についてはロシア官憲の援助を求めた。然しこれも拒絶された。

ロシアは事件以來よく中立を守り寧ろ不侵略條約を日本との間に締結して、日本との衝突を避けんとするに意を用ひた。然しながら、それは決して日本に對し好意を寄せたからではない。要は聯盟に對する同國の從來の立場によつてである。然しながら、聯盟が今後日支問題を取扱ふ上に於てソヴィエツト政府の参加は必要であると云ふので、二月十四日の聯盟總會の決議は、米國と共にロシアにも報告書を通達し、且つその諮問委員會に對する参加を招請した。これに對しては、ソヴィエツト人民外交委員長リトヴィノフ氏は三月七日附を以つて左の要旨の回答を寄せた。

結論は拒絶であるけれども、聯盟の態度に對し同國は賛成であることが明にされてゐる。

「聯盟の決定及び十九國委員會の報告は聯盟規約、九國條約及び不戰條約に基いてゐる。ソヴィエツト聯邦は最初

の二條約には参加してゐないが、不戰條約には調印してゐる。ソヴィエツト國家の成立以來、一切の人民がその希望を表明するの自由の下に、一切の外部的壓迫を受けずに民族自決を行ふ権利をその方針の重要な原則として宣言し來つた。ソヴィエツト政府は軍事的征服又は武力占領の結果たる併合には斷乎反對して來たのである。これ等の原則の論理的歸結は一切の國の領土保全及び政治的、社會的、經濟的、行政的獨立の絶對的尊重、非平和的手段による國際紛争の解決の不可、右の諸原則を含む國際約定嚴守の明確なる義務であつた。最近軍縮會議ソヴィエツト代表は國際條約の違反及び武力征服の行爲を理由付けんとする一切の口實を國際的に否認すべきことを提議した。不戰條約其他一切のこの種の條約はソヴィエツト代表の右原則及び提案の一部を充すに過ぎない。日支紛争に關して聯盟が執つた決定の出發點が或る程度に於てソヴィエツト聯邦の平和政策の原則に一致してゐる限り、この出發點と吾國の意見との間には若干の合致が存するものと謂はねばならぬ。

然しながら十九國委員會の報告書は聯盟の出發點の適用に關し、その出發と一致してゐない若干の勸告を含んでゐる。

次に、諮問委員會は聯盟の機關で總會に對して提案を提出することになつてゐるが、その總會の決定に對しては吾國は何等の勢力をも振ひ得ない立場に在る。又諮問委員會は聯盟國間に又非聯盟國との間にその行動を共同せしめると云ふのであるが、この委員會に屬する國の大半、即ち二十二ヶ國中十三ヶ國はソヴィエツト聯邦と何等の關係なく、従つて吾國に對し敵對的の心持を示してゐるものである。かゝる委員會としてはソヴィエツト聯邦に關し共同行動を行ふことは困難であらう。更に又これ等の國が報告書の勸告に在るソヴィエツト聯邦の利益を

考慮に入れるや否や疑問である。

以上の理由により、ソヴィエツト政府は今日諮問委員會に参加することは出来ない。

日支事件以來ソヴィエツト政府は、新たに世界禍亂ともなるべき武力闘争の此上の擴大を防止する爲めその一切の努力を致さんと欲して、嚴正なる中立的態度を維持した。この態度に従ひ、ソヴィエツト政府は國際團體又は個々の國家より起さるゝ如何なる行動、如何なる提案でもそれが紛争の迅速公正なる解決並びに極東平和の維持を目的とするものなる限り常にそれに協力する用意がある。云々

三一 諮問委員會

—— 問題は武器禁輸と滿洲國否認 ——

二月二十四日の聯盟總會の決議によつて設けられた日支問題に關する諮問委員會は翌二十五日に第一回の會合を開いた結果、米露兩國に對し招請狀を發したことは別項記載の通りであるが、米露兩國政府よりの回答に接したので三月十五日に至り漸く次の會合を開いた。依然非公開である。その間熱河に於ては日支軍の衝突繼續されてゐたに拘はらず何等の措置にも出でず、たゞ之を傍觀してゐるに過ぎなかつた。

委員會は十九國委員會議長イーマンス氏議長に就任することを辭退したので、ノールウェイ代表ランゲ氏を議長に選任したる後、米露兩國政府に對する回答案を議し、事務總長をして左の通り通告せしめた。

(一)ソヴィエツト政府に對する回答

「余は三月七日附の貴下の御通告を謝す。諮問委員会は本日の會合に於て審議した。日支紛争の経過につき諮問委員会の委員と協力せることが一般に裨益する所大なるべしとは委員会も、總會と同じく確信するところであるが故に貴國政府が目下の處この事業に参加し得ないことは遺憾に堪へないところである。」

(二)米國政府に對する回答

「余はスキス駐劄米國公使を通じて余に送られたる三月十一日附の御通告を受理した。

諮問委員会は本日の會合に於て、右通告を了承した。委員会は余をして深謝の意を表せしめ、且つ貴國政府が定められたる條件に基きその討議に参加せらるるやうウイルソン公使を招請することを喜ぶ。」

豫て、控へてゐた米國公使ウイルソン氏は直ちに着席した。

委員会はそこで、本問題の審議に入つたが、問題は二つあつた。一は極東に於ける現状に關し武器の輸出を禁止する問題、他は總會報告書に定めた滿洲國不承認の將來の適用問題であつた。

第一の問題は、現在行はれてゐる戦争行爲の阻止を目的としたもので、現に聯盟では數年前からこの問題に關する國際條約の研究行はれ、又米國に於てはカッパ、ポーター諸氏より議會に提案されてゐたものである。これが切實な問題となつたのは、ボリヴィア・パラグアイの戦争で米國はこの種の戦争に對し武器供給の途を斷つて事件の擴大を防がうとの目的から、米國大統領は議會に「武器輸出禁止に關する國際協定を締結する權限を大統領に附與する」決議案を提出し、本年一月上院外交委員會の採擇するところとなつたが、まだ兩院を通過するに至らない。然しながらこの米國に於ける主張はイギリスにも反映し、イギリス政府は日支紛争に關し、同一の措置を執ることとなつたのである。

然しながら、米國大統領フーヴァ氏の考へは、「他の國が武器供給を繼續する限り、一國のみが禁止しても無効である」と云ふので、國際的行動を必要とする關係から、ボリヴィア・パラグアイ問題について二月初めより英、米、佛、伊の間に交渉が行はれてゐたが、イギリス側の考へも同じく國際行動の必要を認め、この問題は聯盟に於て議すべきものと考へた。この意味に於て、イギリス政府は日支問題に關する武器禁輸についても、各國政府と交渉を遂げつゝあつたが、満足に進行せず、その間に聯盟に於て報告書の採擇を見たので、國際協定を待つことなく、イギリス政府は獨自の行動に出ることとなつた。即ち二月二十七日イギリス外相サイモン氏は總會に於て、イギリスは紛争當事國の双方に對して、現存の契約を除き、その日以後に締結さるる新たな武器取引契約に對し輸出許可證を發行しないことに決定した旨を通告した。支那に對しても武器供給を禁止したことは、日本を却つて優勢ならしめ目的に副はずとの非難もあつたが、支那向けの武器が途中日本側に抑留沒收されることになり、英國を渦中に引き卷かれることを避けんとしたのである。イギリスの禁輸令は三月十三日に至り、撤回された。然しイギリス政府は國際的協定によりこの問題につき一致の行動を執らんとする考へは捨てなかつた。それがこの諮問委員會の一つの議題となつたのである。

諮問委員會は討議の結果、ベルギー、チエコスロヴァキア、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノールウェイ、スペイン、スウェーデン、スキス、イギリスの十一ヶ國代表を以つて小委員會を組織し、米國代表も之に参加するに決定した。三月二十八日の委員會でもこの問題を少し議論したが、研究を繼續することになつた。

第二の問題、即ち滿洲國不承認の實行方法については、之が實行の前に、調査を必要とした。即ち諸國の參加してゐる國際團體、例へば、萬國郵便聯合及び國際電信聯合の如きものに関し、滿洲國をこれに加入せしめないことが出

來るかどうかを研究して見る必要があつた。かうした問題を審議する爲めに、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリー、メキシコ、オランダ、ノールウェイ、ポルトガル、スペイン、スイス、トルコ、イギリスの十二國を以つて小委員会を作り、それに米國代表を參加することに決定した。

この問題は三月二十八日の諮問委員会でも審議された。小委員会の研究は依然繼續し、能ふ限り速かに報告を提案させることに申合せた。小委員会には新たにカナダ代表を加へることになつた。

三二一 日本聯盟脱退を通告す

——但し協力は繼續——

日本の聯盟脱退説は一九三一年九月事件が聯盟に附議された當時から傳へられたところであつて、十月十六日の米國オブザーヴァ招請、十月二十四日の十三對一の決議、二月十九日の問題を議會に廻附した當時、三月四日の聯盟總會十月二日リットン報告書の發表等のクライマックスに於て常に力強く主張された。然しながら、これまでは問題は要するに手續に關する衝突であつて、滿洲事件の内容に觸れたものではなかつたが、愈々リットン報告書の審議が始まり、日本の立場が認められるか認められないかの根本問題に到達するや、脱退論は眞面目に考慮せらるやうになつた。而して遂に二月二十四日總會報告書の採擇さるゝや日本代表は「日本政府は今や日支紛争に關し聯盟と協力するその努力の限界に達したと感ぜざるを得なくなつた。」と述べて、議場を去つた。そして翌日直ちに松岡主席代表はジュネーヴを去つた。然しながら總會の議場に於ては、日本側は脱退については一言も云はなかつた。又句はしもしな

かつた。日支紛争に關し聯盟との協力は今後出来なくなつたと云つただけで、他の問題については充分協力するの用意あることを言明してゐる。而して聯盟脱退せずとも、日支問題には協力しないことが出来るのであるから、即ち代表を總會や理事會に出席させない方法で、聯盟に止まることも出来るのであるから、日本は眞に聯盟を脱退するであらうかと云ふ疑問が一般に行はれた。次に脱退すると否とを問はず、日支問題以外については日本は協力するものとの觀念を一般に與へた。殊に目下開催中の軍縮會議及び經濟會議は、その成果を擧げるには日本の協力を重大なる條件とするに鑑み、此等會議に對する日本の態度は相當注目の的となつてゐたのである。軍縮會議に關しては日本代表部は三月六日附議長ヘンダーソン氏宛書翰に於て「日本政府は日支紛争に關し聯盟國の多數と意見を異にする自然の結果としてその代表部を聯盟總會より撤退するの止むなきに至つたけれども、世界平和に對する貢獻には變化ないので軍縮會議に對する協力を繼續する意思あることを宣言する。但し極東に於ける變化せる事情により生ずる新事態の爲め國防上に重大なる變更を加ふることが必要となつたので、これ等一切の事情を軍縮問題の將來の討議に於て考慮に入れて貰ひたい」と聲明した。

脱退の問題は日本國內の憲法上の手續によつて遷延して來たが、遂に樞密院の審議を経、三月廿七日 陛下は左の詔勅を下し給はつて聯盟脱退を御決定あらせられた。

詔 書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命ジタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス
前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議途ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マズ是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信チ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪爾シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正チ履ミ行フ所中チ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

政府は右御詔勅に基き同日附を電文を以つて聯盟事務局に脱退の通告をなし、同時に右に關し日本の立場を闡明すべく一の聲明書を中外に發表した。

日本が聯盟事務總長に宛てたる脱退通告は左の通りである。

通告書

帝國政府は東洋の平和を確保し延いて世界の平和に貢獻せんとする帝國の國是が、各國間の平和安寧を企圖する國際聯盟の使命と其の精神を同じうすることを認め、過去十有三年に亘り原聯盟國として又常任理事國として此の崇高なる目的の達成に協力し來りたるを欣快とするものなり。而して其の間帝國が常に他の如何なる國にも劣らざる熱誠を以て聯盟の事業に參劃せるは、嚴として動かすべからざる事跡なると同時に、帝國政府は現下國際社會の情勢に鑑み、世界諸地方に於ける平和の維持を計らんが爲には此等各地方の現實の事態に即して聯盟規約の運用を行ふを要し、且斯の如き公正なる方針に則り初て聯盟が其の使命を全うし其の

權威の増進を期し得べきを確信せり。

昭和六年九月日支事件の聯盟付託を見るや、帝國政府は終始右確信に基き聯盟の諸會議其の他の機會に於て聯盟が本事件を處理するに公正妥當なる方法を以てし、眞に東洋平和の増進に寄與すると共に其の威信を顯揚せんが爲には、同方面に於ける現實の事態を的確に把握し該事態に適應して規約の運用を爲すの肝要なるを提唱し、就中支那が完全なる統一國家に非ずして其の國內事情及國際關係は複雑難澁を極め變則、例外的特異性に富めること、從て一般國際關係の規準たる國際法の諸原則及慣例は支那に付ては之が適用に關し著しき變更を加へられ、其の結果現に特殊且異常なる國際慣行成立し居れることを考慮に入れるの絶対に必要なる旨力説強調し來れり。

然るに過去十七箇月間聯盟に於ける審議の經過に徴するに、多數聯盟國は東洋に於ける現實の事態を把握せざるか又は之に直面して正當なる考慮を拂はざるのみならず、聯盟規約其の他の諸條約及國際法の諸原則の適用殊に其の解釋に付、帝國と此等聯盟國との間に歴重大なる意見の相違あること明かとなれり。其の結果本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書は、帝國が東洋の平和を確保せんとする外何等異國なきの精神を顧みざると同時に、事實の認定及之に基く論斷に於て甚しき誤謬に陥り、就中九月十八日事件當時及其の後に於ける日本軍の行動を以て自衛權の發動に非ずと憶斷し、又同事件前の緊張状態及事件後に於ける事態の悪化が支那側の全責任に屬するを看過し、爲に東洋の政局に新なる紛糾の因を作れる一方、滿洲國成立の真相を無視し、且同國を承認せる帝國の立場を否認し、東洋に於ける事態安定の基礎を破壊せんとするものなり。殊に其の勸告中に掲げられたる條件が東洋の康寧確保に何等貢獻し得ざるは、本年二月二十五日帝國政府陳述書に詳述せる所なり。

之を要するに多數聯盟國は日支事件の處理に當り、現實に平和を確保するよりは適用不能なる方式の尊重を以て一層重要なりとし、又將來に於ける紛争の禍根を芟除するよりは架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく、他而此等聯盟國と帝國との間に規約其の他の條約の解釋に付重大なる意見の相違あること前記の如くなるを以て、茲に帝國政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針に付聯盟と全然其の所信を異にすることを確認せり。仍て帝國政府は此の上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、聯盟規約第一條第三項に基き帝國が國際聯盟より脱退することを通告するものなり。

一九三三年二月二十六日東京に於て

外務大臣伯爵 内 田 康 哉(署名)

右通告に對するドラモンド事務總長の同日附回答左の通り、

「國際聯盟事務總長は三月二十七日附日本外務大臣よりの通電を接受したことを光榮とする。右電文の末尾に於て日本政府は聯盟規約第一條第三項の規定に基き日本は聯盟を脱退するの意思あることを通告された。第三項は左の如くである。

第一條第三項

聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脱退スルコトヲ得但シ脱退ノ時迄ニ其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス

事務總長は日本政府の電報及び右に對する事務總長の回答を即時聯盟各國に通告するであらう。」

翌二十八日諮問委員會は會合した。日本の通告及び事務總長の回答の披露あり日本の通告中には新たに諸種の議論を持ち出してゐるから聯盟としても更に陳述書でも出さうかと云ふ話があつたが、然し既に今までの議論に於てこれ等の點は論述されて盡してゐるので、そのまゝにすることになつた。

尙ほ同日發表の日本政府聲明書は次の通りである。

政 府 聲 明 書 (告諭)

茲に帝國政府が國際聯盟離脱の通告を爲すに方り長くも 大詔を渙發せられ、帝國の嚮ふ所を明かにし、今後國民の進むべき道を示させ給へり。聖慮宏遠洵に恐懼感激に任ふるなし。

願ふに國際聯盟の使命は世界の平和安寧を企圖するにあり、是を以て帝國は其の趣旨に賛同し創設以來十有三年終始誠意を以て其の事業に協力し來れり。然るに日支案件の一たび聯盟に附託せられてより十七箇月に亘りし本件審議の經過に徴し、又其の結末として本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書に據るに、聯盟が帝國の正義公道に基き現實の事態に即して東洋の平和を確保するの外他意なき態度を正視せざること判明し、且帝國と多數聯盟國との間に於ける國際聯盟規約等の解釋に就き重大なる意見の相違あること亦明白となり、茲に帝國と聯盟とは平和維持の方策殊に東洋の平和確立の根本方針に關して全く其の所信を異にするこ

と瞭然たるものあるに至れり。是に於て政府は東洋平和の確立に關する帝國の使命と滿洲國の獨立を尊重し其の健全なる發達を促進すべき帝國の責任とに稱へ、更に我が國運の將來に就て慎重熟慮を重ねたる後、遂に斷乎として聯盟を離脱するの已むなきを確信するに至れり。

然りと雖も國際平和の増進と世界文化の發達とに貢獻するは帝國の傳統にして且不動の國策なり。向後も尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するの方針を一貫して何等渝はる所なし。又敢て東洋に跼蹐して偏安を事とするものにあらず、益々友邦の誼を敦くし正義公道を世界に宣布せむことを期するや因より言を俟たず。列國も亦必ずや帝國の採れる既定の根本方針が世界の平和を増進すべき唯一の方途たることを自覺するに至るべきを確信して疑はざるなり。

但現下世界の各國は何れも不安の深刻なるものあり。帝國亦其の國外に超然たる能はず。加之東亞の複雑なる政局に直面して滿洲國の建設事業完成に協力し、更に進みて日滿支三國和協の基を開き、極東の康寧を確立するの重責を荷ふ。其の任太だ重く正に是れ朝野奮起すべきの秋なり。

古來我が國民は艱難に遭遇するや必ず之を克服し轉禍爲福の成果を收めざるなし、是れ國史の示す所にして國運の興隆窮りなき所以實に此に存す。今此の難局に逢著し我が官民深く詔書の 聖旨を肝銘して、舉國一心皆其の本務に勵精し大に綱紀を張り嚴に荒怠を戒め固陋の偏見に囚はれず矯激の思想に惑はず實實剛健自力更生の意氣を以て帝國使命の遂行に勇往邁進せば、明治天皇の偉業は昭和の聖代に於て更に一段の恢弘を加ふる所あるべく、由て以て人類の幸福に寄與し 聖旨に副ひ奉る所あるは本大臣の深く全國民に期待する所なり。

昭和八年三月二十七日

内閣總理大臣子爵 齋 藤 實

日本は過去十三年餘に亘る原聯盟國としての關係を斷絶することとなり、規約第一條により、二ヶ年を経た一九三五年三月二十六日限り、法律上聯盟の名簿からその名を消すことになる譯である。この二年間は法律的には日本は聯盟國の一員として規約上の權利義務を有するが、日本は如何にこの過渡期に處するか相當の興味を以つて見られてゐる。

以 上

DOCUMENTS OF THE LEAGUE OF NATIONS
concerning
THE SINO-JAPANESE DISPUTES.

- Observations of the Japanese Government on the Report of the Commission of Enquiry. (C. 775. M. 366. 1932. VII.)
Communications from the Chinese Delegation. (A (Extr.) 155. 1932. VII.)
Draft of the Report provided for in Article 15, Paragraph 4 of the Covenant. (A (Extr.) 22. 1933. VII.)
Observation of the Japanese Delegation on the Draft Report submitted to the Assembly by the Committee of Nineteen.
(A (Extr.) 35. 1933. VII.)
Letters addressed to the Secretary-General by the American Minister at Berne. (A (Extr.) 39. 1933. VII.)
Communication from the Government of Socialist Soviet Republics.
(A (Extr.) 38. 1933. VII.)
Communication of the Japanese Government, (March 27. 1933)
(C. 211. M. 103. 1933. VII.)
Sixty-Ninth Session of the Council. (C. 69th Session. P. V. 4(1))
Invitations to the Members of the Commission of Enquiry to attend at Geneva at the Time of the Submission of the Report of the Commission to the Council.
Extract from the Minutes of the Sixty-Ninth Session of the Council.
(Meetings held from November 21st to 20th. 1932)
Special Session of the Assembly: Special Committee
Minutes of the Second Meeting (Public) Saturday, October 1st, 1932. (A (Extr.) Com. Spec. /P. V. 2)
Minutes of the Third Meeting-Thursaday, December 1st, 1932.
Verbatim Record of the Special Assembly.
Ninth Plenary Meeting (Dec. 6th, 1932)
Tenth Plenary Meeting (Dec. 6th, 1932)
Eleventh Plenary Meeting (Dec. 7th, 1932)
Twelfth Plenary Meeting (Dec. 7th, 1932)
Thirteenth Plenary Meeting (Dec. 8th, 1932)
Fourteenth Plenary Meeting (Dec. 8th, 1932)
Fifteenth Plenary Meeting (Dec. 4th, 1932)
Sixteenth Plenary Meeting (Feb. 21st, 1933)
Seventeenth Plenary Meeting (Feb. 24th, 1933)
Eighteenth Plenary Meeting (Feb. 24th, 1933)
Proceedings of the Advisory Committee appointed under the resolutions by the Assembly on February 24th, 1933.
(A (Extr.) 40. 1933. VII.)

昭和八年七月五日印刷
昭和八年七月十二日發行

國際聯盟に於ける日支問題議事錄

定價金一圓

國際聯盟事務局東京支局

東京市麻布區本村町十三番地

發行者 鈴木長治郎

東京市深川區永代二丁目九番地

印刷者 山田直

東京市深川區永代二丁目九番地

印刷所 東洋社山田印刷所

電話本所(73)四七一六番

東京市麻布區本村町十三番地

國際聯盟記錄刊行會

振替東京一五八二〇番

上田屋、東京堂、大東館、北隆館、

發行所
發賣元

國際聯盟に於ける日支問題議事録

前編 定價一圓

送料十錢

一、滿洲事變の勃發より理事會の審議。二、上海事件の勃發より停戰協定の成立迄。三、日支問題に關する總會報告書リットン報告書提出迄の議事經過を詳録す。

國際經濟會議と世界經濟の現情勢

定價 一圓五十錢

送料 十錢

要目一、ロンドン國際經濟會議開催に至る迄の經過。二、會議の註釋付議題。三、最近の國際經濟狀勢に關する覺書。四、國際商業政策の發展。五、國際貿易狀勢。六、外國爲替管理制度。

242F55

近刊豫告

國際聯盟事務局東京支局譯編

最近の世界貿易情勢

八月刊行の豫定

國際聯盟事務局東京支局譯編

國際聯盟金問題論文集

九月刊行の豫定





